

大内文化特定地域活性化事業補助金審査委員会設置要領

(設置)

第1条 大内文化特定地域活性化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、大内文化特定地域活性化事業補助金にかかる申請のあった事業を審査するため、大内文化特定地域活性化事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 大内文化特定地域活性化事業補助金にかかる申請事業の採否の審査に関すること。
- (2) 前号により採用する事業に対する補助金の金額に関すること。
- (3) その他、大内文化特定地域活性化事業補助金について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、交流創造部長をもって充てる。

(会議)

第4条 審査委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会の会議に出席させ必要な説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、交流創造部文化交流課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する

(別表)

交流創造部長、交流創造部次長、交流創造部観光交流課長、交流創造部文化交流課長、交流創造部国際交流課長、経済産業部ふるさと産業振興課長、教育委員会文化財保護課長
